

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 人工授精講習会の実施
肝蛭の検査の実施
豚の移入禁止区域の指定
保安林指定の解除予定
国民健康保険法に基く条例変更認可
- ◇教委規則 基本測量の実施
- ◇公安規則 教育委員会事務局組織規程の一部改正
警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則

告示

鳥取県告示第三百九十号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六
条第二項第二号に規定する牛の人工授精講習会を次のよ
うに実施する。

昭和二十九年八月六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 家畜の種類 牛
二 日程

日 時	科 目	開催地
八月十四日 （自午前八時 至午後六時）	関係法規	米子市 山陰酪農 講習所
八月十五日	家畜改良と登録 胎生遺傳概論	"
" 十六日	繁殖生理	"
" 十七日	生殖器解剖実習 器具機械 発情鑑定実習	"
" 十八日	精虫生理 精液精虫検査法	"

十九日	人工授精	人工授精	人工授精
二十日	人工授精実習	人工授精実習	人工授精実習
二十一日	人工授精	人工授精	人工授精
二十二日	人工授精実習	人工授精実習	人工授精実習
二十三日	修業試験	修業試験	修業試験

鳥取県告示第三百九十二号

次のように肝蛭の検査を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和二十九年八月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 肝蛭の予防並びに駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝蛭検査—和牛 但し分曉前一ヶ月、分曉後十日以内のものを除く。

別表

実施の期日	別表のとおり
五 検査の方法	肝蛭検査—渡辺氏虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査

実施月日	時間	実施区域	実施場所
八月一六日	九時—二時	溝口町	古溝口市
一九日	九時—二時	"	上下代
二〇日	九時—二時	"	畑池
二一日	九時—二時	"	宮ケ谷
二三日	九時—二時	"	金屋谷
二四日	九時—二時	江府町	大瀧原
二五日	九時—二時	"	佐原川

鳥取県告示第三百九十三号

二六日	九時—二時	江府市場
二三日	九時—二時	俣奈川
二四日	九時—二時	宮田
二五日	九時—二時	助蚊屋
二六日	九時—二時	美机
二七日	九時—二時	眞雨柱

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定により、移入を禁止する区域を次のように指定した

昭和二十九年八月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

移入禁止区域

静岡県

鳥取県告示第三百九十四号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年八月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取 湯所 丸山 旧城山 一林班 5小班	市郡一町村一大字一字一地番	全面積	解除の理由	申請者
12165 12165 003	町帳一見込	町見込	土砂流出防備の必要の消滅しと認め	認定

鳥取県告示第三百九十五号

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年八月六日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 国民健康保険を行つてゐる村
 - 一 認可年月日
 - 日野郡八郷村 昭和二十九年七月七日

鳥取県告示第三百九十六号

国民健康保険を行う次の町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年八月六日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 国民健康保険を行う町
 - 一 認可年月日
 - 日野郡溝口町 昭和二十九年四月一日

鳥取県告示第三百九十七号

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年八月六日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 国民健康保険を行つてゐる村
 - 一 認可年月日
 - 気高郡日置村 昭和二十九年七月七日

鳥取県告示第三百九十八号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十九年八月六日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 作業地域 倉吉市、日野郡、東伯郡
- 二 作業期間 自昭和二十九年七月十二日 至同 年九月 六日
- 三 作業の種類 四等三角測量

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月六日

- 鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎
- 鳥取県教育委員会規則第八号
- 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

- 2 日野郡に西部支所日野連絡所を置くことができる。

この規則、公布の日から施行し、八月一日から適用する。

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月六日

- 鳥取県人事委員会委員長 秋 久 勳
- 鳥取県公安委員会規則第七号
- 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則

（目的）

第一条 この規則は昭和二十九年鳥取県条例第四十三号警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例（以下「条例」という。）第八条に基き、条例を施行するため必要な細部の事項を定めることを目的とする。

（給与品着用期間）

第二条 条例第二条第一項の規定により、警察官に支給する第一被服の着用期間は次のとおりとする。

品名	着用期間
帽子	年間を通ず
日おおい	七月一日から八月三十一日まで
冬服	十一月一日から翌年四月三十日まで
あゐ服	五月一日から六月三十日まで、九月一日から十月三十一日まで
夏服	七月一日から八月三十一日まで
外とう	一月一日から五月三十一日まで、十月一日から十二月三十一日まで
雨衣	年間を通ず

(第二被服の支給)

第三条 条例第三条による第二被服の現物支給は、概ね三ヶ月毎とする。

(代品の引換え)

第四条 使用期間の終らない給与品及び貸与品の全部又は一部を自然損耗し或は滅失し、損して使用に堪えなくなつた場合には、代品を支給又は貸与するものとする。

2 前項の規定による支給又は貸与は、所属長を経由して本部警務課長に上申するものとする。

(弁償額)

第五条 条例第六条による弁償額は、弁償責任並びにき

損の程度その他の事情により決定し、その範囲は原価を超えないものとする。

(カードの備付)

第六条 警察署長は、別記第一号様式による警察官被服類給与品、貸与品カードを備えおき、現品の貸与又は給与の都度所要事項を記載するものとする。

(給貸与品の返納)

第七条 条例第五条第一項の規定により返納した給与品は、警察署長において前条によるカードと照合の上、

別記第二号様式による警察官給与品及び貸与品返納書を添え、本部警務課長にこれを送付しなければならない。

(保存手入)

第八条 本部警務課長並びに署長は、年一回日を定めて全警察官の給貸与品の一斉点検を行い、これらのものが常に良好なる状態にあるように努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記第一号様式)表面

警察官被服類給与、貸与品カード		鳥取県警察	
姓名	職名	氏名	職名
待命	休職	命	職
年月日	年月日	年月日	年月日
昭和	昭和	昭和	昭和
年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日
被服寸法	被服寸法	被服寸法	被服寸法
号	号	号	号
課署	課署	課署	課署
多服	多服	多服	多服
日おおい	日おおい	日おおい	日おおい
帽	帽	帽	帽
冬服	冬服	冬服	冬服
あゐ服	あゐ服	あゐ服	あゐ服
夏服	夏服	夏服	夏服
外とう	外とう	外とう	外とう
雨衣	雨衣	雨衣	雨衣
給与年月	給与年月	給与年月	給与年月
昭和	昭和	昭和	昭和
年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日
返納年月	返納年月	返納年月	返納年月
昭和	昭和	昭和	昭和
年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町

品目	数量	摘要
けん銃実砲	一挺	
けん銃	第一号	
帯革	一式	
手帳	第一号	
警笛	一個	
捕縄	一筋	
両手錠	一組	
片手錠	一個	
警棒	一本	
外套縮皮	一組	

品目	数量	摘要
職員徽章	一個	
備考		<p>一 帯革一式とは、本革、遊革、負革、根止皮、尾錠けん銃入、安全止革、警笛吊、手錠入、警棒吊、たまた入、止帯（夏服用）、帯革止（三組）を備えたものとする。</p> <p>二 被服の一着には釦、袖章を、帽子には帽章、頤紐等を附したるものとする。</p>